

事務連絡  
平成30年12月26日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

身体障害認定基準の見直しについて

本年1月に開催された疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会において、視覚障害の認定基準の見直しが了承されたことを踏まえ、身体障害者福祉法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第63号）（以下「省令」という。）を制定し、別紙のとおり公布され、本年7月1日付で施行となった。

なお、今般の省令改正により、一部の視覚障害者の等級が上がる可能性があるが、改正の趣旨は、視力障害の判定方法の変更、自動視野計の判定基準の具体化及び中心視野の障害に関する評価の明確化等、現行の医学的知見をふまえた視覚障害の認定に係る技術的な見直しであり、公共交通機関等における運賃割引等の対象者の範囲を拡大するものではないことを申し添える。

本件について、別添のとおり、各地方運輸局自動車交通部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通知したので、貴会においてもその旨了知されるとともに、傘下会員に対して周知されたい。